

## ケンブリッジ英語検定 受検規約（公開実施版）

### 第1条 総則

1. 本受検規約（以下、「本規約」という）は、学校法人河合塾（以下、「河合塾」という）が実施・運営するケンブリッジ英語検定（以下、「本検定」という）を受検するにあたり、申込者および受検者の権利と義務を規定する。本検定の申込者および受検者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みを行い、本規約を順守する義務を有する。
2. 本検定はケンブリッジ大学英語検定機構が作成・提供する英語4技能（"Reading", "Listening", "Writing", "Speaking"の4つの言語機能）を評価する試験である。河合塾では河合塾ケンブリッジ英語検定事務局（以下、「本事務局」という）が実施運営を担当する。
3. 本検定に関するサービス利用期間は、申込時から試験結果送付時までとする。

### 申込時

#### 第2条 受検資格・条件

1. 本事務局は、受検者の年齢・職業・学歴などは問わない。
2. 未成年者が受検する場合、本事務局は、申込完了時点で申し込みについて保護者の同意を得ているものとみなす。
3. 申込者は、同日程の試験を複数申し込むことはできない。
4. 申込者は、本事務局からのメールを受信可能なインターネット環境およびデバイスを保有していることを要する。本事務局からのメール受信ができない、もしくは確認を怠った等の理由で本検定の受検に支障が生じた場合、本事務局はいかなる責任も負わない。
5. 申込者が次の各号に掲げる事由に該当すると本事務局が判断する場合、申込者による本検定の申し込みを承諾しない、または受検を拒否することがある。
  - (1) 申込者が本検定の申し込みに虚偽の内容を記載したとき。
  - (2) 申込者および受検者が河合塾が提供する他の試験・商品・サービスの支払を現に怠っているとき。
  - (3) 申込者および受検者が、本検定を利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあるとき。
  - (4) 受検者への本検定の提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるおそれがあるとき。
  - (5) 申し込みが英語力を証明するためという試験目的から逸脱しているとき。

#### 第3条 申し込みについて

##### 1. 試験概要の確認

申込者および受検者は、受検料、試験時間等の試験の概要および受検上の案内や注意事項等を確認のうえ、申し込みを行う。本検定の申し込みは、申込者が河合塾ホームページの申込フォーム、あるいは、塾生マイページの申込フォーム（河合塾高校グリーンコース所属または MEPLO 所属の高1・2生のみ）、あるいは、本事務局が別途定めた申込方法により適切な申込手続を経ることにより行う。

## 2. 確認事項

申込者および受検者は本検定の申し込みにあたり、以下の事項を了承する。

- (1) 試験問題は非公開であり、試験会場外において第三者への開示や公表ができないこと。
- (2) 電子機器類の持込および使用はできないこと。携帯電話、スマートフォン等の通信機器については、電源オフのうえ手荷物として試験監督者の管理下に置くこと。
- (3) 試験室内では手荷物は試験監督者の指定する場所に収納しなければならないこと。本事務局は、貴重品、現金等の試験会場における盗難、紛失その他について一切責任を負わない。

## 3. 受検料について

- (1) 本検定の受検料は、本事務局が定める。
- (2) 本事務局は、前号の受検料を河合塾ホームページに掲載する。
- (3) 本事務局は、河合塾ホームページに事前に掲載することにより、受検料の改定を行うことがある。
- (4) 申込者および受検者は、受検料を、本事務局が指定する日時までに本事務局が指定する方法で支払う。
- (5) 本項第4号の日時および方法については、申込者が申し込みにあたり登録したメールアドレスへのメールによる連絡または河合塾ホームページに掲載する。

## 4. 障がい等のある方への受検上の配慮について

障がい等により受検に不自由があり特別の措置を必要とする場合や、特別に持ち込みたいものがある場合は、申込者は申込時に本事務局が別途定める方法にてかかる措置および物品について申請することを要する。申込時に申請がない場合、措置を講じたり、物品の持ち込みは許可されない。

## 5. 申し込みのキャンセル・変更について

- (1) 本事務局は、一度申込手続を完了した後のキャンセル、会場・試験日時・試験種類の変更は、原則として受け付けない。また、次の試験回への受検料の充当も認めない。ただし、疾病が理由の欠席の場合は、診断書が提出された場合に限り返金を行う。
- (2) 申込時に提出した氏名・生年月日・性別・住所に訂正もしくは変更を行う場合は、本事務局指定の手続に抛り執り行う。なお、本事務局は、登録情報の追加、訂正もしくは変更を行う場合、申込者および受検者に対し、公的な本人確認書類の提出を求めることがある。

## 6. 申込人数が実施最少人数に満たない場合の中止について

試験の性質上、試験会場ごとに実施最少人数を設けている。申込締切後、申込人数が実施最少人数に満たない場合は、その会場の試験は中止となる。中止が確定した場合、その会場の申込者および受検者に事務局から、申込締切日から7日以内に連絡をする。本件による中止の場合、本事務局が別途定める申請手続により、支払済受検料の返金を申請することができる。

## 第4条 受検案内書類

受検者は、試験日までに、受検案内書類（実施日の2週間から10日前に送付）に記載の指示・連絡事項、注意事項を自ら確認することを要する。受検案内書類で指定された会場・試験日時・試験種類の変更は一切受け付けない。

## 受検時

### 第5条 受検時の注意事項の順守

#### 1. 順守事項

受検者は、受検案内書類および試験会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、順守しなければならない。

#### 2. 第三者による受検の禁止

本検定を受検することができる権利は受検者本人のみが保有する。受検者は、第三者に代理受検させること、および受検権利を第三者に譲渡することができない。また、本事務局は、試験当日に本人確認ができない場合、受検させないことがある。

#### 3. 座席配置の決定について

受検者は、試験当日の試験監督者の指示に従い、着席する。

#### 4. 試験会場での指示について

受検者および付添者は試験会場における試験監督者、誘導担当者の指示に従わねばならない。

#### 5. 試験中の記録について

本事務局は、厳正公平な試験実施、評価・採点業務および調査研究のため、試験状況や本検定の内容を記録することがある。記録された情報（以下「記録情報」という）は一定期間保管される。なお、本事務局は、再委託先を含め、試験の適正な実施のために必要な範囲を超えて記録情報を使用しない。

### 第6条 受検時の持参物

#### 1. 必ず持参するもの

(1)本人確認書類（有効期限内の写真つきのものに限る）

- ①パスポート
- ②写真つきマイナンバーカード
- ③運転免許証

上記の公的な証明書を持っていない場合、下記も使用可とする。

④学校が発行した学生証が写真つきの場合：学生証と在学証明書

※河合塾高校グリーンコース・MEPLO 所属の受検者に限り、在学証明書は不要。

⑤河合塾高卒生コースの大学受験科所属の受検者の場合：河合塾の塾生証

上記を全てを持っていない17歳以下の受検者の場合、事前申請のうえ下記を持参すること。

⑥Candidate ID Form

(2)筆記用具

- ①HB以上の鉛筆またはシャープペンシル
- ②消しゴム
- ③ボールペン（B1 Preliminary、B1 Preliminary for Schools、B2 First、B2 First for Schoolsの受検者のみ）

#### 2. 受検者が机の上に置けるもの

- ・写真つき本人確認書類

- ・ティッシュ
- ・常備薬
- ・HB以上の鉛筆またはシャープペンシル
- ・消しゴム
- ・ボールペン（B1 Preliminary、B1 Preliminary for Schools、B2 First、B2 First for Schoolsの受検者のみ）
- ・透明なボトル入りの水
- ・河合塾から提供されたメモ用紙（B1 Preliminary、B1 Preliminary for Schools、B2 First、B2 First for Schoolsの受検者のみ）

### 3. 試験中使用禁止となるもの

- ・携帯電話・スマートフォン・タブレット端末・スマートウォッチ
- ・電子機器
- ・腕時計
- ・参考書・辞書
- ・受検者持参のメモ用紙、ノート
- ・修正液、修正テープ
- ・消せるペン
- ・カバン
- ・飲食物（ただし、透明なボトル入りの水を除く）
- ・その他受検上、試験監督者が不要と判断するもの

### 4. 前項の使用禁止物については、カバン等の持ち物とともに、電源が入るものはオフにしたうえで試験監督者が指定する場所に収納する。収納をしなかった場合は、不正行為として失格となることがある。

## 第7条 問題漏えい・持出の禁止

1. 試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えいは一切行ってはならない。
2. 当日配布するメモ用紙はいかなる理由においても試験室から持ち出すことができない。万が一持ち出した場合は問題漏えい行為とみなす。

## 第8条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

受検者は、試験会場内での録音・撮影行為を行ってはならない。また、試験に関して知り得た情報全般を第三者に開示、もしくは漏えいしてはならない。

## 第9条 遅刻時の対応

本事務局が指定する試験開始時間からの遅刻が30分以内であれば、受検者は試験を受けることができる。その場合、遅刻した時間だけ解答時間が短くなることを了承したものとみなす。受検者が、本事務局が指定する試験開始時間を30分以上過ぎて来場した場合、原則すべての試験を受検することができない。ただし、遅刻が公共交通機関の運休もしくはダイヤの乱れによる場合は、公共交通機関発行の遅延証明書を持参した場合のみ、試験実施可能な範囲で受検を認めることがある。

## 第 10 条 試験監督者への質問

受検者は、試験問題の内容に関わる質問をすることはできない。

## 第 11 条 試験中の入退室について

1. 試験室に受検者以外の保護者・付添者は入室できない。
2. 受検者は、テスト中に一時退出を行うことは、基本的に認められない。やむを得ず一時退出が必要な場合は、挙手のうえ試験監督者に申告する。無断退出や試験監督者の指示に従わず退出した場合は、不正行為とみなし、再入室できない。なお、一時退出による解答の制限時間の超過は結果判定上斟酌されない。

## 第 12 条 不正行為

1. 本規約に定める違反行為の他、以下の各号に定める事項を不正行為とみなす。
  - (1)意図的に本人確認手続きに応じない場合
  - (2)受検者および付添者が試験監督者の指示に従わない行為
  - (3)他の受検者に迷惑をかける行為や試験を妨害する行為
  - (4)試験室内での利用が禁止されている使用禁止物を持ち込んだ場合
  - (5)カンニング行為、試験問題の漏えい、身代わり受検、試験中における他者との接触行為
2. 前項に挙げる行為が認められた際、試験監督者は当該受検者に対し、警告を与えることがある。警告があったにもかかわらず改善が認められなかった場合、本事務局は当該受検者を退場させることがある。
3. 前項による退場者および事後に不正行為が判明した者については失格者として、試験当日受検した全ての試験について試験結果の開示を受けられない。
4. 本条における不正行為の有無の判定は、当日または本事務局で協議のうえ後日、行為者に対し口頭ないしは書面にて通知する。
5. イギリスのケンブリッジ大学英語検定機構における解答内容の解析により、同一会場で受検した複数人の解答パターンが酷似していると判断された場合には、後日不正行為の可能性を問われ、調査する必要がある。調査の結果、不正行為の疑念が払拭されなかった場合、解答パターンが酷似している受検者全員が失格となり、試験結果を受け取ることができない。

## 第 13 条 試験環境

1. 受検者は、各試験において設定された制限時間を超えて解答することはできない。
2. 事務局は、試験室の適正な室温の調節・維持に努めるものの、全受検者の要望に沿えないことがある。受検者は、体調管理・調節のできる服装で来場することを要する。
3. 本検定のリスニング試験は、各試験教室ごとに CD プレーヤー等を用いて行う全体放送方式で実施する。なお、リスニング放送の音量・音質については試験開始前に一部を放送し確認を行う。調整の申し出は、試験前にのみ行うことができる。確認時以降の申し出には一切応じない。
4. スピーキング試験を行う面接官の国籍は様々であり、申込者および受検者が面接官を指名することはできない。

#### 第 14 条 試験中のトラブル

1. 本検定のリスニング機材トラブルや外部からの騒音などにより試験が中止・中断されたと認められる際、対応が可能な場合には、障害が起きた時点からの問題のやり直しなどの処置を行うことがある。ただし、受検者の責めに帰すべき事由による場合は当該処置は行わない。
2. 中断後、再開して試験を最後まで受検できた場合は、正常に試験が実施されたものとみなす。試験が中止した場合には、対応方法について試験日の当日または翌営業日以降に本事務局から受検者に連絡する。

#### 第 15 条 インフルエンザその他感染症について

1. 受検者は、学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるインフルエンザその他感染症に罹患している場合、または医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受検することができない。試験会場において試験監督者または誘導担当者がインフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われると判定した場合、試験会場への入場および受検を認めないことがある。
2. 前項により試験を欠席した場合、別途本事務局の定める手続により、受検料の返金を申請することができる。
3. インフルエンザその他感染症の流行が懸念される場合、本事務局は河合塾ホームページ等により、試験会場におけるマスク等の着用や試験会場における検温、アルコール消毒等を要請することがある。受検者はこれらの指示に従わなければならない。

### 受検後

#### 第 16 条 成績結果について

本検定の成績結果については、後日、Statement of Results にて通知する（成績が認定証発行レベルに達した場合は、認定証も同封する）。受検者は Candidate Website にて成績結果を閲覧することもできる。

#### 第 17 条 成績の提供について

1. 本事務局は、申込者が申込時に登録した住所宛（河合塾高校グリーンコースまたは MEPLLO 所属の高 1・2 生は河合塾に入塾時に登録した住所宛）に、郵便により試験結果を送付する。
2. 試験結果の郵便による再発行は、再発行を希望する物によって対応が異なる。Statement of Results の再発行を希望する場合は、返信切手貼付のうえ返信封筒を本事務局あて送付することにより請求することができる。認定証の再発行を希望する場合は、本事務局に問い合わせることを要する。

#### 第 18 条 問題内容・採点結果異議申し立ての禁止

本事務局は、問題内容や採点の過程、採点結果に関する問合せには一切応じない。また問題内容や採点結果については一切異議申し立てを受け付けない。

## 一般条項

### 第 19 条 利用に関する禁止事項、受検不許可事由等

1. 申込者および受検者は、本規約、河合塾ホームページ、試験会場等で示される順守事項に従う。
2. 本事務局は、申込者および受検者が前項に該当する順守事項を違反した場合、および、第 12 条第 3 項による順守事項違反者に該当する場合には、本検定の受検を承諾しない。
3. 以下の各号に該当する場合、本事務局は試験当日、会場で本検定の受検を認めない。
  - (1) 受検者が本事務局が指定した本人確認手続に従わない場合
  - (2) 受検者が本事務局が指定した試験開始時間を 30 分以上過ぎて来場した場合
  - (3) 受検者が試験監督者の指示に従わない場合
  - (4) 受検者の試験中の不正行為（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受検、試験中に援助を他人に与える行為および受ける行為）
  - (5) 受検者が他の受検者に迷惑をかける行為（携帯電話の着信、騒音や振動の発生等）
  - (6) 受検者が本規約や本検定の受検に関わる各種注意事項に対して同意しない場合

### 第 20 条 再委託

1. 河合塾は、申込者および受検者に対する本検定の提供に必要な業務の全部または一部を、河合塾が指定する第三者（以下「再委託先」という）に委託できる。
2. 前項の場合、河合塾は再委託先に対して、河合塾が負う利用規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行う。
3. 河合塾が再委託先に委託をした場合であっても、河合塾は、従前どおり、河合塾に課せられている義務を負う。

### 第 21 条 機密保持

1. 申込者および受検者は、本検定の申し込みおよび本検定の受検にあたって河合塾より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を、第三者には開示・漏えいしてはならない。
2. 前項の規定は、本検定に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続する。

### 第 22 条 本検定の提供停止等

以下の各号に該当する事由が発生した場合には、本事務局は、申込者および受検者への事前の通知なく、本検定の全部または一部の提供を中止することがある。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 試験会場の設備の障害その他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) その他、本事務局が本検定の提供の全部または一部を停止する必要があると判断した場合

### 第 23 条 免責事項

#### 1. 試験の中止

台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止することがある。その場合は、可及的速やかに河合塾ホームページへの掲載等を通じて申込者および受検者へ中止の事実を

通知する。なお、本項による中止の場合、申込者および受検者は本事務局が別途定める申請手続により、支払済受検料の返金を申請することができる。

## 2. 受検者間のトラブル

試験会場における受検者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、河合塾および本事務局は一切責任を負わない。

## 3. 本検定利用についての免責

本事務局は、申込者および受検者が本検定もしくは本検定を通じた他のサービスを利用したこと、または本検定を通じた他のサービスの利用ができなかったことにより発生した一切の損害について、受検料の返金を含め、いかなる責任も負わない。また、本検定の変更、遅滞、中止、廃止、失格等に起因する損害についても同様とする。

## 4. 本検定に関する情報についての免責

本事務局は、申込者および受検者が本検定や本検定実施のために蓄積した情報または申込者および受検者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、河合塾および本事務局の責めに帰すべき事由に基づくものを除き、いかなる責任も負わない。

## 5. 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても河合塾または本事務局が申込者および受検者に対して負う責任は、当該申込者および受検者が実際に支払った受検料金額を上限とする。

## 6. 個人情報の提供の不備

申込者または受検者が本検定の申し込みに際し、必要となる個人情報を提供しないことに起因して申込受付、採点処理、成績発行等に支障が生じた際、本事務局は一切の責任を負わない。

## 第24条 変更

### 1. 本検定の内容・名称等の変更

河合塾および本事務局は、申込者および受検者へ事前の通知なく、本検定の内容・名称等を変更することができる。

### 2. 本規約の変更

河合塾および本事務局は、本事務局が別途定める場合を除いて河合塾ホームページ上に予め周知する方法により、本規約を変更することがある。また、本規約の変更の効力は、周知において定めた時点より生じる。

## 第25条 損害賠償

申込者および受検者は、本検定受検に際し、河合塾または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

## 第26条 個人情報の取り扱いについて

### 1. 河合塾の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する事項について」に定める

個人情報の取り扱いについて <https://www.kawai-juku.ac.jp/chukou-english/apply/privacy/>

### 2. 本事務局は、本検定申込者および受検者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報



の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者または受検者の同意を得たうえで行う。

【個人情報の利用目的】

- ① 本検定の受検案内、および本検定に関する情報提供
  - ② ケンブリッジ大学英語検定機構への受検エントリー
  - ③ 河合塾における個人を特定できない方法・形式による統計資料の作成
  - ④ 申込者または受検者からの問い合わせ・相談への対応
3. 本事務局は、業務運営に際し本検定申込者または受検者の個人情報の取り扱いを委託先に委託することがある。なお、個人情報の取り扱いの一部または全部を、河合塾グループ内の法人以外に委託する場合は、個人情報管理を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、「個人情報の取り扱いに関する契約」を取り交わすとともに適正な管理および監督を行う。

第 27 条 知的財産権

1. 本検定に関する著作権などの一切の知的財産権はケンブリッジ大学英語検定機構に帰属する。
2. 本検定の受検に際して受検者に提供される資料の著作権は、河合塾に帰属する。

第 28 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法を適用する。

第 29 条 管轄

本検定の申し込みおよび受検に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は 2021 年 4 月 1 日より施行する。